資料3-3 エレベーター関係法令体系と各装置の審査方法の分類

制動装置や制御器等については、現行の基準法の枠組みにおける審査方法に関して、

- ①大臣認定によるしかないもの(告示不制定のもの)
- ②政令・告示規定に因るしかないもの(高度な検証を要しないもの、認定実績がないもの)
- ③政令・告示規定/大臣認定のいずれかによるもの
- の3種類に分類される。

今回の改正では、②・③に分類される装置について、審査において「高度な検証が必要なもの」として①の分類によるものとして、大臣認定によるものに限ることとする。

現行法令における各装置の規定と審査方法の分類

令第129条の8

(駆動装置及び制御器)

第1項:駆動装置及び制御器の移動等の防止

第2項 制御器の構造

第一号:床合わせ補正装置・ブレーキ

第二号:調節装置(ドアスイッチ・戸開走行防止装置等)

第三号:保守点検用制御器 (※一式で認定)

赤字…現行で大臣認定によるしかないもの

緑字…現行で政令・告示規定によるしかないもの

青字…現行で政令・告示規定/大臣認定いずれかによるもの

令第129条の10

(安全装置)

<制動装置>

第1項 制動装置の設置義務

第2項 制動装置の構造

第一号:制動装置

(調速機/非常止め装置/緩衝器/リミットスイッチ/

ブレーキ等)

第二号:保守点検用制動装置

(※一式で認定)

<制動装置以外の安全装置>

第3項 制動装置以外の安全装置の設置義務

第一号 :戸開走行保護装置・ブレーキ

第二号 : 地震時等管制運転装置(認定実績なし)

第三号 : 非常時連絡装置 第四号イ: 過荷重検知装置

第四号口:停電灯

第4項 制動装置以外の安全装置の構造